

平成18年 3月29日（水）

於・農林水産省 7階講堂

**食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
食糧部会速記録**

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、挨拶	1
1、議 題	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改訂について	2
(2) 新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について	2
(3) コメ価格センターの取引ルールの見直しの方向について (報告)	2
(4) 米の先物取引について	24
1、その他	41
1、閉 会	42

開 会

吉井需給調整対策室長 予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、横川委員が所用により御欠席とのことでございます。また、今井委員、能谷委員、吉水委員には若干遅れてお見えになるとの連絡をいただいております。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立しております。

なお、総合食料局長及び次長につきましては、所用により遅れる予定でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、八木部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

八木部会長 委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」の見直し案とあわせまして、その内容とも関連する「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」及び「コメ価格センターの取引ルールの見直しの方向性」に関する資料について事務局から一括して説明を受けた後、委員の皆様からの御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。

その後、米の先物取引について、2月10日の食糧部会において役所の考え方について可能な範囲で御説明いただくということをお願いしていたところですが、昨日、農林水産大臣から今回の試験上場の申請は不認可とすることとして手続を進める旨の表明がありましたので、この点について説明を受けたいと思います。その後、御意見があれば伺うこととします。

以上が本日の予定であります。限られた時間内で効率よく議事が進められるよう、委

員各位並びに事務局におかれましては円滑な進行に御協力いただき、全体として15時30分までには終了したいと考えております。このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

議 題

- (1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改訂について
- (2) 新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について
- (3) コメ価格センターの取引ルールの見直しの方向について (報告)

八木部会長 では、早速、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」、「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」及び「コメ価格センターの取引ルールの見直しの方向について」、事務局から一括して資料の説明をお願いしたいと思います。

なお、新システムへの移行の検証については、昨日、第2回検証検討会で議論が行われていますので、これに関する資料の役所の説明の後、座長である生源寺委員から昨日の状況について御発言をいただければと思います。

それでは、事務局、お願いします。

高橋計画課長 計画課長です。それでは、お手元の資料に即して説明をさせていただきます。

最初に資料1、基本指針(案)でございますが、こちらにつきましては、本日いただいた御意見を踏まえて取りまとめの上、公表させていただきたいと思っております。今日は資料が多数ありますので、要点を要領よく説明させていただきたいと思っております。

まず「動向編」、1ページです。消費の動向ですけれども、従来から一番上の枠囲いで一番のポイントをまとめていますので、必要なところはこの部分をごらんいただきながら説明したいと思います。

米の消費量は、長期的には一貫して減少してきております。17年になって一時は下げ幅の縮小傾向もありましたが、最近は再び前年同月比で1%前後の減少が続いているという

状況でございます。

2 ページです。今回は消費をめぐる動向の中でも外食・中食について若干の分析をしております。2 ページの右側の棒グラフを見ていただくと、主食用の需要に占める割合が、無償譲渡、農家消費、家計消費、外食・中食消費と書いてありまして、徐々にではありますけれども、外食・中食消費が増えてきまして、16年度では37%を占める状況になっております。

3 ページですが、そういう中で農水省は定期的に外食事業者等に対する仕入れのアンケート調査を実施しております。その際、仕入れの判断基準としては「品質・食味」、「仕入れ価格の安さ」、「一定量の確保」、この3つを重視する傾向が継続的に出ています。仕入れている米の値段は、キロ当たり300～350円という業者が46%と最も多くなっています。15年産のときの16年5月調査と比べて価格が低下している傾向が明らかになっております。

4 ページです。仕入れている米の種類は、精米が主というのが88%、無洗米が31%、玄米が7%となっていますけれども、これを半年前と比較しますと、無洗米の仕入れが「増えている」と答えた業者が「減っている」と答えた業者の倍以上ということで、無洗米への買い入れ傾向が出ております。また、今後半年の見通しについても無洗米については「増えていく」という業者が3割を超え、今後も増えていく様子が出ております。

また、外食事業者の米の仕入れ先を16年12月の調査と今回の17年5月の調査で比べますと、生産者・農業生産法人が2.7から3.4%、農協等の集出荷団体が10.1%から10.5%ということで、この2者が増えている状況が継続して見られるところであります。

以上が消費の動向です。

次に生産の動向に入りますが、ここはあまり新しい情報がありませんので、かいつまんで御説明します。

5 ページの枠囲いのところですが、平成17年産の品種別作付状況は、上位20品種の作付比率が9割超、コシヒカリが38%となっております。17年産の作況は御案内のとおりです。

6 ページ、7 ページは省略させていただいて、流通の状況を取りまとめたものが12ページにございますので、恐縮ですが、12ページをお開きいただけますでしょうか。

12ページは去年3月の指針以来お示ししている流れ図で、字が小さくて恐縮ですが、というのが17年産の1月末の直近の数字です。生産者からの出荷が単位農協あるいは全集連系の集荷団体に461万トンないし533万トン出荷されています。このうち全国出荷団体に

行っている分が406万トンとなっております。これに対して、単位農協等が自ら直売している数量は、下から矢印で出ていますが、 が48～120万トンでございます。調査のとり方でちょっと幅が出ていますが、1月末現在、最大の数字120万トンというのは昨年と比較して11万トン増えております。農協直売が増えているという傾向が継続していると思っております。

一方、生産者の一番下から出ている矢印、生産者からの直売ですけれども、15年産が150万トン、16年産が136万トン、1月末現在ですと17年産は昨年より若干減っております。こちらの方はやや減少傾向にある状況だというふうにとらえております。

ページを飛ばしていただきまして、15ページ、政府米の買入れ・販売の状況でございます。政府米につきましては、17年産米40万トンの買入れ予定の中で、昨年12月に入札をしまして、今年の1月までにこのうち25万トンを買入れました。残りにつきましては、6月末までに適時買入れを実施していきたいと思っておりますが、今年の場合、販売数量が減った場合は買入数量もその分減らすという考えにしております。

それから、政府米の去年7月以降の販売数量はずっと4000～7000トン程度で推移してきましたが、今年の2月以降、それまで売っていましたが、9、10、11年産米に加えて、15年産米、16年産米の販売を開始しております。2月以降は1万トン台の販売実績となっております。こういう形の1年ないし2年古米を販売して新米を買入れるという回転備蓄が来年以降本格化していくと考えております。

政府米、流通の関係は以上でございます。

20ページをお開きいただけますでしょうか。価格の動向ですけれども、17年産のコメ価格センターでの全銘柄平均の入札価格は前年をやや下回る水準で推移しています。右側の折れ線グラフは若干見づらいなのですが、17年産は一番下の数字になります。直近の17年産の加重平均価格が1万4783円になっていますが、これは若干背景がありまして、3月は新潟コシヒカリの落札数量が非常に低かったことから、全体の加重平均を引き下げる結果になっています。そういう意味で、この加重平均価格というものはそのときに落札された銘柄のシェア、ウエイトによってもかなり影響されます。

左上の枠に戻りますが、17年産の特徴としては、産地銘柄別に魚沼コシヒカリや北海道のほしのゆめ等の銘柄が前年同時期を上回る、あるいは年明け以降価格が上昇する傾向があった一方で、申込倍率や落札率が低い銘柄と、二極化の状況が出ております。

25ページ近くまでそういった細かい状況をおつけしています。

ここで26ページまで飛ばせていただいて、座長からありました現物市場の整備のことについて御報告したいと思います。

これにつきましては、2月以降、別途の検討会を設けてルール見直しの検討を進めてまいりました。その背景として、27ページの文章の部分をごらんいただければと思いますが、3点書いてございます。

1点目は、16年度以降流通を自由化してセンターの入札を1年やったのですが、その1年の結果を受けて、まだ不落札等が多いことから、去年の4月、ワーキンググループをつくりました。ただ、その後センターでの架空取引事件が出た関係で、不正行為の監視機能の強化等の緊急措置を優先して講ずるという対応をしました。そのため全般的な見直しは若干宿題になりました。それを再開する必要性、あるいは17年産の取引の状況もわかったので、それが再開できるという状況がありました。

2点目は、去年の架空取引事件を受けて、全農も米事業改革に抜本的に取り組むという対応がありまして、その中にセンター取引の関係も含まれていたということがございます。

3点目は、これはまた後ほど御報告しますが、去年の6月以降、この食糧部会でも先物取引の議論をしていただく中で、現物市場であるセンターのさらなる整備が必要という指摘が多々ございました。

そういう中で、昨年12月に具体的な上場申請もありましたので、4月中に国としての認可・不認可の判断をする際には現物市場をどうするのかということも必ず問われるということから、それまでに一定の方向を出しておくべきではないかというタイミングの問題もあって、こういう検討を進めてきた次第です。

その際に指摘されてきたことが27ページの枠囲いの中に書いてありますけれども、一つとして、センターで形成される価格が相変わらず市場実勢に合っていないこと。要するに取引の場として活用されていない。そういう意味で、回数を弾力化するとか、スポット的に使うという提案も売り手の方から出されております。それから、3分の1の上場ということがあるけれども、落札されないのは不合理ではないか。ただ、それは逆に、センターでの希望価格が必要以上に高いから落札されない。そういう意味でセンターの価格が形骸化をして、その外で自由競争が行われている。そういう厳しい御指摘を背景に取りまとめを進めてきたわけです。

その結果として、恐縮ですが、資料4をごらんいただければと思います。「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向」として先週取りまとめたものでございます。この検討会のリストは資料4の最後のページにつけております。東大の今村先生に座長をやっていただいて、売り手、買い手、学識経験者、そして役所も入って、22名で、2月から3月にかけて4回検討を重ねてまいりました。

1ページに戻っていただきまして、総論でございます。1番の「目標」、2番の「現状」は今申し上げたようなことでございます。

3番ですが、以上を踏まえ、目的としては、センターでの取引を活発にし、そして実勢に即した価格形成を行い、それによつて的確な市場シグナルの発信を行うということでありま

す。4番ですが、取引における公正・中立性の確保のために、取引監視委員会の役割を今後検討するとともに、透明性確保のために、センターで行われる全ての取引について、引き続き各回ごとの加重平均価格、落札率等を公表することにしております。

具体的な見直しの内容は、3枚目に横長のページがございます。「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向(6つのポイント)」ということで、見直した点6点を枠囲いにしております。

一つは、一番左の「入札による基本的な取引」、これは年間を通じて平準的に上場してもらおうという一番基本的な仕掛けですが、現在は月1回のを端境期を含めて毎週実施するというようにしております。

それから、従来上場要件として販売数量の3分の1以上ということがあったわけですが、これは3分の1未満でもいいと。ただし、その場合は売り手の希望価格に制限を加える。価格の相場ができた後は、対前回比でのストップ高・ストップ安で弾力的な価格設定にする。そういう改善を講じております。

それから、全く新しい取引として右側に二つございます。「買い手のイニシアティブによる先渡的取引方式」というのは、例えば買い手の側が3カ月後にこういう銘柄を幾らで何トン欲しいという提示をして、それに売り手が応札をするというやり方です。

それから、「売り手のイニシアティブによるスポット的取引方式」というのは、年間平準的にということではなく、売りたいときに随時上場してもらおう。これについては、「売り手の希望価格あり」としてはありますが、「開示」ということにはしていません。特に開示とい

うことでの関係では、このルール見直しの議論の中で現在売り手として一番シェアの大きい全農が県本部ごとに上場していたものを、統合した一法人ということで全農を一本化して売り手として上場する。その際はスポット的取引に出てくる公算が高いので、売り手の希望価格はすべて開示をして、外から見て合理的な設定になっているかどうかということのチェックもできるようにと、そういう趣旨もございます。

それから、その下の真ん中のところですが、従来、基本取引に上場していた銘柄でも今後は基本的な入札以外にしか上場されない、あるいは基本的入札に上場されても落札・不
落札が継続的に多く出るということは、センターで多く取引されているとは言えませんので、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表するという
ことで、センター以外での取引の実態についても情報の提供・開示を厚くしていきたいと考えております。

最後に、一番下の部分ですが、全農が売り手として一本化する関係で、センターに登録している買い手で全農の子会社のものが27あり、引き続きその間の取引を認めることになると公平性に疑義が生じてきますので、全農と子会社（議決権の過半数を所有する子会社）の取引はセンターでは禁止をする。そういう扱いにしております。

以上、見直しの要点は、今までは「指標価格の形成をする場」と位置づけてきたものを「取引の場」と位置づける。したがって、従来、政府米の買入価格等は指標価格を参考にするということにしていたのですが、そこは切り離して、政府米の買入価格も相対価格を参考にして決める。したがって、センターで売り手が無理に指し値を維持する必要もなくなるということで、価格の弾力化も図って、センターの取引の活性化に結びつけたいと考えております。

今後、夏ごろまでにルールの詳細を決めて、このルールは18年産から適用したいと考えております。

資料4は以上でございますので、恐縮ですが、基本指針にお戻りいただきたいと思
います。

31ページ、「米政策改革の推進について」ですけれども、これは新しいシステムへの検証の話が主たる内容になりますので、この後、資料2で説明をさせていただきます。

36ページをお開きいただけますでしょうか。現在進めている米政策の中の集荷円滑化対策は17年に初めて発動しました。36ページの右側の表をごらんいただくと、全国で短期融

資申込数量が7万5639トン。これは、豊作による過剰米の区分出荷の見込みが去年の秋の段階で正確には7万7000トン程度と見込んでおりましたが、ほぼそれに近いものが実際に区分出荷されてきている、そういう状況です。なお、これは申請が3月末までですので、さらに若干積み上がると考えております。

37ページ、右側の表ですが、区分出荷の集荷円滑化対策は16年度から開始しまして、生産者拠出金（10アール当たり1500円）を2年間にわたって160億ずつ拠出されています。国からの無利子貸付が75億円ずつ、合計として470億ぐらいの基金の積み上げになっております。17年産の豊作に伴って、過剰米短期融資ということで40億円を支出の見込みであります。それを差し引いても430億。このうち国からの貸付、75億×2年の150億円は追って国に返すことになるわけですが、それでも相当な基金残高になりますので、これはこれで19年度以降も基金として運用していけるだけの財源が積み上がったのではないかと。そうしますと、18年度以降はまた生産者拠出金を集めていくことになるわけですが、その使い方などについては早急に関係者と協議して決めていく必要があると考えております。

その後の稲特、担経については、特段新しい状況はございません。

49ページをお開きいただきたいと思っております。WTO農業交渉ですけれども、一点、スケジュールについてだけ申し上げます。文章では最後の部分になりますが、4月末にモダリティ確立の期限ということで交渉が進められておりますので、次回、6月ないし7月の食糧部会の際には御報告申し上げる事項が出てくるかもしれません。

以下、第2の「需給見通し編」は本当の微修正で実質的に変わっておりませんし、第3の「国の方針編」も従来と特段大きな記述の変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

駆け足で恐縮ですが、次に資料2を御用意いただければと思っております。これは、昨日、並行して行っております検証検討会に提示した資料そのものでございます。

今回、新システムへの移行の検証ということで特に分析をしておりますのは生産調整に参加していない人の分析です。基本的には下のグラフ等を見ていただければと思っておりますが、まず1ページは、生産調整方針作成者、生産調整をやっている人の件数が最新時点で1861件、分布はJA、集荷業者、農業者でこういう割合になっておりますが、集荷数量のシェアでいいますと、数量的にはJAが圧倒的に多くなっております。

2ページですが、前回、2月の時点では、方針作成者は1933件と報告しましたが、それ

が直近で1861件と若干減っています。これはJAの広域合併、特に新潟県で個別に方針作成をしていた人がJAの方針に参加するようになったことから減ったもので、特に生産調整の取り組みが減退しているものではありません。

3 ページです。下の図で実施計画書提出農業者というのは生産調整に参加している人ですが、これが17年産については296万人、未提出というのは参加していない人ですが、42万人。シェアはここに書いてあるとおりですが、特に未提出者の規模別分布を分析してみました。その結果、分布は参加している人とそんなに変わらない。つまり、特に大規模な層が生産調整を実施していない、参加していない状況ではないということでもあります。

4 ページは数量で再整理したのですが、生産調整に参加している人は、例えば500ha以上層は配分数量のシェアで21%ですが、参加していない人は12%ということで、ここも参加していないからといって大規模層に厚くなっているわけではないということです。

5 ページです。どうやって推計したかということですが、左下の表をごらんいただくと、「農業者数」の合計が196万人とございます。これが役所で把握している10アール以上の水稲作付農家の規模別の構成です。「加入者数」というのは集荷円滑化対策に加入している人で、これは規模別に数字がわかりますので、この加入者数の数字を全体から引いた非加入者数の規模別シェアを暫定的に出しまして、これで生産調整非参加者の規模別シェアを推計したということです。右側は作付面積ベースで同じ計算をして、先ほどごらんいただいたような結果が出たということです。

6 ページですが、これをイメージ図的に言いますと、全体の一番大きい四角の目標数量の配分を受けている人が338万人、これに対して実施計画を提出している人が296万人、これとのすき間が生産調整に参加していない人ですが、便宜上、一番太い線で囲っている集荷円滑化対策に参加している人、これを全体から引いた残りの部分の規模別で試算をしたということでもあります。

7 ページです。これを17年産の実際の生産数量に当てはめてみますと、主食用等生産量が893万トンあったわけですが、農家消費・無償譲渡分の130万トンや政府米の買い入れを除くと、市場流通は715万トン程度だったと思われれます。これに対して、一番上の吹き出しのところですが、生産調整への取り組みが十分に行われていないことによる生産過剰は最終的に17万トン程度(2.4%)ぐらいであったのではないかと。この17万トンをあえて先ほどの規模別シェアで割り振ってみますと、例えば5ha以上層がこの17万トンに寄与した

分は2万トン程度ではないかという試算ができます。

8ページです。今度は集荷円滑化対策に加入していない人の規模別分布を棒グラフに置きかえております。それぞれの棒グラフは、左側が人数、右側が数量です。このグラフの分布と右側の15年産の米穀生産者の規模あるいは売渡数量の規模の分布と比べると、そんなに差異はない。要するに、全体の分布と同様に非加入者の分布があるという状況かと思えます。

9ページは飛ばしていただいて、10ページ、11ページですが、今と同じグラフをブロック別につくってみたものです。これは集荷円滑化対策非参加者ですけれども、東北、北陸のような主産県では5ha以上の大規模層のウエイトが比較的高くなっています。他方、関東以西は大規模層で非参加の人のウエイトは小さくて、西に行けば行くほど小規模層のウエイトが高くなっている。そういう傾向があるかと思えます。

12ページから13ページ、14ページも同じようなデータですが、特に17年産において過剰生産が多かった県について集荷円滑化対策非参加者の分布を見ると、A県、B県というのは東北で、どちらかと言うと大規模層のウエイトが高くなっています。C・D・E・F・G県はどちらかと言うと生産調整の取り組みが十分でない関東ですが、特に大規模層にウエイトがシフトしているわけではありません。また、13ページの右下の東海のH県、あるいは次のページの中・四国のI県やJ県になると、ほとんど小規模層となっています。

若干これでもかという感じですが、15ページ、16ページは市町村までブレイクダウンして同じようなことをとった場合です。市町村で生産調整に参加していない人の規模までデータがそろうケースは必ずしも多くないのですが、例えば15ページのA市は非参加者が33人で全体の1%です。この33人の規模別内訳を右側に書いていますが、4ha以上は1人です。15ページの一番下のF市は、非参加者が1070人いますが、4ha以上は18人という分析です。16ページも見方は同様であります。

17ページと18ページは以上の分析の結論です。17ページの枠囲いですが、全国の推計、あるいは都道府県、市町村の事例、いずれを見ても、非参加者は全体の規模別分布と同様、小規模層により多く分布している。したがって、構造政策という観点から見ると、例えば4ha未満の水稻単作というのは経営としてなかなか成り立たないわけですから、こういう規模の小さい層は、もし経営として展開する方向を考えるのであれば、農地を担い手に貸し付けるとか、集落営農に参加するとか、あるいは高収益作物と複合化することに誘導し

ていく必要があると考えております。

18ページです。上の方は前回も御説明したのですが、現在政策として進めておりますのは、そういう小規模層の誘導もありますが、担い手となる者、経営として取り組んでいく者には生産調整にも的確に取り組んでもらおうということで、担い手育成確保運動との連携とか、産地づくり交付金を担い手に重点的に使うとか、あるいは生産調整方針作成者になってもらって協議会に参加してもらおうといったことを進めていく。これが生産調整を19年産以降も実効性を持たせるために重要な課題ではないかと考えております。

次に、19ページ、分析の2点目として県・市町村にある協議会の運営状況ですが、要点だけ申し上げます。左下のグラフですけれども、県の協議会は東京都を除いて46ありますが、特に農業者または農業者組織が参加しているのは17です。これは数として必ずしも十分ではなく、例えば稲作経営者会議とか法人協会のような組織としての参加も促進される必要があるのではないかと考えております。

20ページは会議の公開の状況です。左下の円グラフを見ていただくと、 の会議自体を公開しているのが14、 の議事録などを公開しているのが13ということで、透明性という意味では進展していると思っております。

21ページ、22ページは、県が協議会の情報をホームページで紹介している事例です。

23ページは市町村レベルの地域協議会で、左下の表を見ていただくと、全体では、16年度は全国計2490、17年度は2227あります。右側の構成員を見ていただくと、農業者が農協・市町村とは別に入っているところが86%ありますので、構成としては個別の農業者の方が入っていただいている。ただ、どういう立場の方とか、そういった点についてはいろいろなケースがあるかと思えます。

24ページです。市町村の協議会の構成員の分布を棒グラフで見ますと、全体で10～19人というのが一番多くなっています。その内訳がその下の表ですけれども、農業者が3.8人というのが平均的な姿になっています。

25ページは協議会における合意形成の状況ですが、左下の円グラフを見ていただくと、地域水田農業ビジョンの見直しに当たって集落や農業者の意向を確認したというのは54%にとどまっています、こういう意味では集落を挙げての合意形成は十分でない状況であります。

26、27ページは、そういう中でも優良事例は幾つもありますので、ビジョンの合意形成

の優良事例です。説明は省略させていただきます。

28ページ、大規模農業者の側の意向ということで、モニター調査をしております。去年の12月に全国稲作経営者会議にお願いをして地域協議会への参加の意向を聞いております。左側の輪切りですけれども、38%が協議会に参加して直接意見を主張したい、28%が集落座談会などで意見を主張したいということで、積極的な声が非常に多い。右ですが、参加して意見を反映してもらえるかどうかという問いに対しては、そう思うというのが14%、幾らかは反映してもらえると思うというのが43%です。そういう意味では、大規模農家の方は協議会で意思表示をしたいという意欲が非常に強いということかと思えます。

28ページの一番下ですが、現在、131の方針作成者のうち、地域協議会へ参画しているのは45名(34%)となっています。

29ページは18年産の目標数量の配分です。簡単に言いますと、県から市町村への配分は、下の表の右隅ですが、18年産では一律配分は4県にまで減っています。それから、右の棒グラフの一番上ですが、農業者への通知ルートが行政単独というのも4%まで減っております。

30ページ、31ページは県の配分方針で特徴的なものですが、説明は省略します。

32ページは市町村段階での配分です。棒グラフを見ていただくと、「工夫をこらした要素」を入れているのが実数で495(24%)まで増えています。ただ、一律的配分がまだ66%ですので、これは改善途上ということです。工夫というのは、右にありますように、担い手に重点化、需要先との結びつきを勘案するといったことです。

33ページ以降に幾つか事例を載せていますが、例えば34ページの右下の例、目標数量の配分を見ていただくと、栃木県の藤岡町では3haを超える大規模農業者は2割増、3ha未満でも認定農業者は1割増ということで、メリハリをつけています。

35ページから37ページまでは同じような事例です。省略します。

38ページは情報提供の状況ですが、38ないし39ページは米穀安定機構のホームページに米の価格、流通情報を載せている、あるいは集荷円滑化対策のシステムでJAや農業者とつながっていますので、そこにリンク先を設けているということで、これはネットを使ったやり方です。

40ページをごらんいただくと、それに対するアクセス件数が右の表にあります。これはアクセス件数の総数しか出ないので、農家の人々がどのくらい利用しているかとか、そこま

での分析はできていないのですが、総数はそれなりにあります。いずれにしても、こういう情報は県から農協・市町村段階まではある程度行っていると思っておりますが、農家段階への情報提供がまだ課題だと思っております。

そういう中で、42ページの右側の棒グラフですが、去年の2月と今年の2月、農政事務所から各JAに農業者への情報伝達の割合を聞いたところ、一応増えております。左側に回数とか内容を書いておりますけれども、「媒体」のところを見ていただくと、広報誌等紙面による、つまりチラシ的なものでの情報提供が多いようです。

43ページ、JA全体と直売を行っているJAの情報提供内容を比べると、あまり差はありません。

44ページ以下はチラシで流通価格情報を出している例で、44ページはスーパーごとの販売数量、45ページも同様、販売先ごとの数量を出しています。46ページは自分の単協専用の米袋をつくって販売促進をしている例です。47ページ、実需者からのクレームなり要望を農協として現場に伝えている例もあります。

49ページ、説明の最後ですが、検証検討会の中で、今後農業者団体が主体となるシステムになって、転作の確認等も農業者団体あるいは協議会でやっていくときに、市町村が持っている水田台帳等の情報を個人情報としてどう扱えるかという指摘が市町村の方からありました。原則は、左の法律に書いてありますように行政以外で使う場合には個人の同意が要るわけですが、一番下にあるように特別の事情の場合の例外もあります。特別の事情の場合としては、右の ですが、「行政が使う場合と同程度の公益性があること」という解釈もありますので、今後、こういったことの解釈、市町村の具体的対応についてはよく指導していきたいと思っております。

資料は以上でございます。そのほか、資料3は昨日の議論の状況ですけれども、昨日の状況については生源寺先生にお願いしたいと思っております。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、検証検討会の座長であります生源寺委員からお願いします。

生源寺委員 資料3をごらんいただきたいと思っております。細かいことを御報告するだけの時間的余裕はないと思っておりますので、議論の状況をやや大雑把に御紹介しておきたいと思っております。

今御説明がありました役所の資料のほかに、全中、そして農業法人協会の方からも紙に

よる資料の提出があり、それぞれ御説明がございました。役所の資料、特に非参加者の特色とか、協議会、特に地域協議会の改善すべき内容等について、この資料をどう評価するかという点からの御意見等があったかと思えます。

それぞれここに書かれているわけですがけれども、やや特徴的なことといたしまして、ごらんいただきますとおわかりのように、結論を早く出していただきたい、あるいはできるだけ早く地域への情報を提供していただきたいという声はかなり強くございました。ある意味、現場の声としては当然のことだろうと思っております。

それから、この資料では下から5番目のポツの中に、いわゆる「貸し剥がし」という言葉がございます。今日は当初提出された資料のみ御用意いただいているわけですが、実は委員の中から追加的に資料を出していただいているかどうかという御提案がございまして、法人協会の方の委員であります北村委員の御了解を得た上で資料が提供されまして、いわゆる「貸し剥がし」の状況あるいは今後の懸念について多少の議論がございました。米政策改革と担い手づくりというのは、役所の言葉では表裏一体だったのでしょうか、そういったこともあるかと思えますので、多少の議論がございました。ただ、追加的に出された資料自体、もう少し精査する必要がある性格のものであるということが前提でございますので、ここは念頭に置いていただきたいと思えます。

実はまだ宿題がございます。この中にもございますけれども、不参加者の方の収益性の観点から見た状況はどうかといったこともございます。そういう宿題もございますし、また紹介されましたように検討すべき論点もかなりあるわけですが、先ほど御紹介しましたように、できるだけ早い時期に方向性を出していただきたいということがあるわけですので、これを踏まえて役所の方でも精力的に検討の素材を用意していただくことになるかと思えます。

次回は5月30日に予定されております。少し間があくわけですが、その期間に精力的に準備を進めていただければ、3回目以降、実のある議論ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの資料の説明につきまして、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

大泉委員、どうぞ。

大泉委員 質問です。「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向」という横長の表がございまして、指標価格に限らず、さまざま価格をこれから提示していくというお話だと受け取ったんですが、これは、買い手の希望価格と相対取引と2つ書いてありますが、それ以外にもさまざまに流通していく価格を提示していくということになりませんか。あるいは価格形成センター自体が関与している部分に限るということになるのでございませんか。

高橋計画課長 まず、銘柄については、従来からセンターで取引されている銘柄についてだけということ考えています。この資料にも書いてありますように、「補完的に相対取引価格の報告を受け」としておりますので、センターでの取引数量が例えば3分の1を超えて、それなりにボリュームがあって、ちゃんと落札もされている銘柄、それは特段補完的な情報収集なり価格情報の提示の必要はないと思っています。そういうものに該当しない、そういう意味で基本入札には上場されない、あるいは不落札がいっぱい出ている銘柄については、役所が法律に基づいて報告を受けて定期的に公表する。考えていますのは、月1回報告を受けた主要銘柄のその月の加重平均価格を公表することで、センターでの取引の厚みが十分でない場合の補完にするという考えであります。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 今までの御説明で、2点、将来に対するお願いがあります。

一つは、昨日お伺いして今日御説明がありました生産調整の分析です。これだけの分析をしましたので、この分析の結果、方向、ウエイト、関係方面での物事の進め方、あるいは政策の考え方、この分析の結果とつながる方向で考えてほしいんです。分析は分析だけれども、主張はまた別ですよというような部分もありますけれども、そうするといつまでたっても発散してしまって、収斂しません。これだけの分析をした以上、分析がまだ不十分ならまだ分析を続ければいいのですが、こういう方向だということが公平に認められるのであれば、これから前進していく上で、それを踏まえて考えていただきたい。ちょっと抽象的ですが、そういうことを一つお願いしておきたいと思います。

2番目は、センターの話は私は技術的に十分理解していないので、あまり偉そうなことは言えないのですが、一般的に言って集中の場所の市場が機能する条件は、株式市場等、

幾つかありますね。相対ではなくて、需給が集中して、そこで取引が行われるという場合には、運営者は価格についてはノーコメントが原則なんです。つまり、中立でなければいけない。需要と供給は利害が相反しますから。したがって、価格は高い方がいいとか株価は高い方がいいということは、国民経済的な議論は別として、市場の運営としては中立でなければいけない。これは大原則、当たり前のことなんです。ところが、生産者にとっては米価が下がっていくことは非常に残念だということはもちろんよくわかりますが、これは立場が違いますので、そのことと市場の運営とを混同しないように気をつけていただく必要があるのではないかと。

私の直感では、そのことと取引がここにあまり集まらないことと関係があるのではないかと。これは全くの推測です。根拠はありません。勝手な推測ですが、もしそういう要素があるとすれば、市場の運営者としてはちょっと足らざるところなんです。それだと市場の役割を十分に果たせませんから、そこに需給が集まらない。したがって、需給がなるべく大量に集まったところに、まあまあ公正・中立な客観的な価格、指標価格といいますか、そういうものができて、それをめぐって取引が活発に行われるというのが市場の役割ですので、その点はこれからも注意しなければいけないのではないかと思いますので、ちょっと付言したいと思います。

八木部会長 立花委員、どうぞ。

立花委員 御説明いただいた資料の中で現物市場の整備のところですが、私も基本的に竹内さんと同じような感覚でいるのですけれども、先物市場の問題もそうだと思うのですが、結局は米の価格形成をどうやって公正・透明なものにしていくか。公正・透明なことを何千回・何万回繰り返しても全然役に立たないということかもしれませんが、これまで現物市場については何回も繰り返して米取引の改善ということで議論されてきたにもかかわらず、結局、遅々として改善が進まない。あるいは一進一退を繰り返している面もなきにしもあらずで、それはこれまでのような硬直的な価格形成に問題がある。それはどこから来るかといいますと、結局は系統農協が一次集荷の段階で圧倒的なシェアを持っていること、そこから来るのだろうということで、売り手が独占的な状態にある中では公正・透明な価格形成は到底期待し得ないだろうと思うのです。

そうだとすれば、どうやって競争的なメカニズムを入れていくかという議論が必要だと思います。コメ価格センターの取引ルール見直しの検討会でも恐らく議論されたと思うの

ですが、例えば複数の取引市場をつくるとか、あるいは政府米の入札はセンターを介するのがいいのかどうかとか、どうやって健全な競争のメカニズムに入れていくかという議論が必要だと思うのですが、センターの現物価格の見直しのときにどう議論されたのか、その辺を御紹介いただきたいと思います。

八木部会長 計画課長、お願いします。

高橋計画課長 立花委員の御指摘は売り手で農協系統というお話でした。検討会での議論でもそうだったんですが、全国集荷業者を通す販売と、農協が全国集荷を通さないで売る販売、それは物は農協に集まっているのですが、販売ルートとしては別になります。そのほかにルートがあるとすれば生産者直売で、大きくその3つになるのですが、その際、端的に言うと全農なり全国集荷業者を通した販売と単協販売は競合関係にあるのではないかと。要するに、片方で思ったように売れないのであれば、単協の方も卸なり事業者と直接結びつくインセンティブがあるし、買い手の方もそういうインセンティブはある。

そういう意味で、このシステムも、まだ一つも実現していないのですけれども、単協が上場しやすくなるようにとか、あるいは買い手のイニシアティブによる先渡取引に単協が応じてくるということで、単協を一つの競争相手として取引を活性化させるというのが課題ではないかという認識で議論したものと考えています。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 今回の御議論ですと、単協を上場させる方向で行くということで、私も基本的に賛成なんですけど、今回の全農の対応は逆の方向ですよね。逆の方向を上場者として認めるということになってくると、基本的な指針と逆行するという話ですね。しかし、今回のセンターの取引ルールの見直しでは、それを容認すると出ていますが、ここはどう整理されるんですか。

高橋計画課長 多分全農が売り手として一本化することをおっしゃっているのだと思いますけれども、先ほども言いましたように、今は統合全農ということで約35の県本部が全農という法人として一体化しています。従来は県本部ごとの上場だったものが一法人である全農になったことと、その外に単協が別法人として当然いるわけですから、その間の法人間の競争ということで申し上げたので、売り手の数が減ることをしているのではないかと。これは、確かにそういう結果になります。

ただ、検討会での議論では、少なくとも売る銘柄は産地・銘柄ごと、要するに全農とい

う玉一本を売るのではなくて、それはあくまで産地・銘柄ごとという大前提があるわけです。消極論と積極論といいますか、理由が二つありまして、全農という一法人を前提にすれば、県本部は各支店に当たるわけですが、それぞれが上場している場合には、上場する売り手間での希望価格なりの情報交換は禁止されていますので、全農の支店同士で情報交換することは禁止されるという結論になる。それは合理的なのかどうかということが一つ。

それはそれとして、今回、全農が一本化したとしても、希望価格の開示なり、パールとの取引を禁止するなり、仮にセンターでの取引が不活性の場合は役所が相対価格を補完的に公表するというシステムで中立・公正性を担保しようとする。その上で、例えば全農一体として売ること、今まで産地ごとではかえって弾力的な価格設定ができなかったものが、全農一本としてやることでむしろ実勢に合ったものにできるのかどうか。そこは、まず市場の取引を活性化してやると言っていることをやらせてみるべきではないかというのが検討会の結論だったというふうに認識しています。

八木部会長 藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 ちょっとお聞きしたいのですが、課長の方から資料4についての説明はあるんですか。このまま入っていったいいんですか。

高橋計画課長 資料4の説明は今の説明で終わりました。

藤尾委員 それでは意見を述べさせていただきます。

現物市場としての整備を通じて実勢に即した価格の形成を目指す者として、この案については一定の評価をしたいと思います。今後、買い手・売り手の当事者をはじめとした関係者の理解と協力によって相対取引が活性化に向かっていくことを大いに期待していきたいと思います。なお、取引の状況を定期的に検証しながら、適宜適切な措置をぜひ講じてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員 今のコメ価格センターの取引ルールの見直しで質問です。課長の御説明では、全農さんが一本になることで逆に全農さんの関連会社20数社がここでの取引からいなくなるというようなお話があったかと思うのですが、それは今あるプレイヤーたちの取引にどのぐらいのインパクトがあるのか、お伺いしたいことが一点です。

それから、活発な取引は確かに必要だと思うのですが、現状の数値状況を見ると、上場

されているのが今年の見込みで70万トンぐらい、落札率が7割弱ということでいくと、最終的に約50万トンになるのかなと。そうすると、農協に出荷されているのが500万トンぐらいということでいくと、市場を通っているのは1割しかない。そういう意味では、数値の目標は考えていらっしやらないでしょうけれども、この改革を通してどのぐらいのものが市場に集まることを見通して活発な取引ということを考えていらっしやるのか。その辺の見通しについて教えていただきたいと思います。

高橋計画課長 1点目ですが、パールライスという系統系の卸会社がセンターで落札するシェアは2割ぐらいで、パールの中に若干全農系でない系統も入っていますので、全農系の系統は2割を切るぐらいになると思います。そういう意味では、全農と子会社の取引を禁止することで、今までのセンターでの取引数量から2割ぐらいがセンターから減って相対に移行することになります。これはやむを得ないと考えています。

それから、実際どれぐらいの数量を見込んでいるかということについては、私は竹内委員なり立花委員のおっしゃったことを正確に理解しているかどうか、わかりませんが、市場というのは、設計をして、場を提供して、使うか使わないかは売り手と買い手で、市場が必要だと思うから使うのでしょうから、そこは別にセンターだけではなくて、ほかに市場があって、そっちが活性化するなら、それでいいと思っています。今までは指標価格というものが必要で、それをつくるから3分の1上場しろという発想が逆だったのではないかというものを、少なくとも今回転換をしたいと思っています。

数量がどれぐらいになるかというのは、具体的な数字はなかなか難しいのですが、少なくとも活性化と言っているのは、落札率がトータルでも5割とか、銘柄によっては数%しかいかないという状況ではなくて、上場されたものはそれなりに落札されるというふうに改善したいというのが活性化の第一の意味だと思っております。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ、

加倉井委員 コメ価格センターの取引ルールの見直しは、基本的には大幅に前進したのではないかと一応思っております。ただ、もっとよくするために、ここに「取引監視委員会の役割について十分検討する」と書いてあるのですが、この意味がよくわからないといえますか、どの程度やる気があるのかということがあります。

というのは、ここに書いてありますように、コメ価格センターでの取引が実勢に即した価格でないということは我々でも知っているのですから、業者及び取引にかかわっている

人はかなり昔からわかっていたと思うのです。しかし、それについて取引監視委員会は何をしていたのだろう。私は何も知らないで外の間人として言っておりますけれども、市場をつくるのに何より大事なことは公正・中立であるということだと思っておりますが、そのためには取引監視委員会があったはずですね。それは何をしていたのか。実勢に即した価格でなかったわけです。全農秋田問題ではからずも表に出てしまいましたが、そのほかにもたくさんあったはずなんです。あそこで出たのは氷山の一角ですから。

そうすると、取引監視委員会はよほどしっかりしないといけない。いろいろな改革をなさって結構だと思いますが、今後はどういうふうにするおつもりですか。公正・中立はちゃんと担保されるのですか。取引監視委員会は、何をして、何ができるんですか。例えば取引を中止するぐらいの力があるんですか。どういうお考えですか。その辺を教えてください。

高橋計画課長 御指摘の点は主に去年の夏に重点的に見直した点になります。そのときまでにどうだったかと言いますと、取引をやるごとに取引監視委員会を開いていまして、取引を中止させるような勧告権等は取引監視委員会が持っていたわけですけれども、どういうケースであれば調査に入るとか、マニュアルがなかったので、ある意味ですべてが委員の主観的な判断にゆだねられていました。

そこで、去年の夏にマニュアルをつくって、価格が平均よりも一定率以上の応札になっているとか、応札のシェアが上場数量シェアの一定割合を超えているとか、そういう基準に該当するものは自動的にチェックをして、事務局がその取引の当事者になぜそういう事情だったのかということを取引して、監視委員会に報告をすることにしています。そういう意味で、一つは客観的な基準をつくった。その上で、権限としては、調査を聞いて、この取引は保留すべきだ、発効を停止すべきだというときに、その権限を付与しています。そういうことで、客観的なマニュアルを入れたことと調査保留という権限を明確にしたのが昨年講じた措置ですので、そこは引き続き当然やっていきます。

ここで若干逆の課題として出ていますのは、取引監視委員会のメンバーの方はいろいろな分野の方をお願いしていますので、毎週入札をしたときに毎週やれるのか。そこら辺の兼ね合いをどうするか。ちょっと御指摘とは逆の面もあると思いますが、そういったことも考えなければいけません。あるいは、取引の種類も増えるので、それぞれでマニュアルが同じなのか、そういうことの検討が必要だと考えております。

八木部会長 よろしいでしょうか。

大泉委員、どうぞ。

大泉委員 コメ価格センターに関しては、指標価格という政策的にも重要な価格を決定する場として位置づけられてきたわけですがけれども、その価格自体、現実との乖離があったり、さまざまな問題があったわけで、先ほど立花委員や竹内委員から御指摘があったように、その根源的な理由もあるわけです。

少し話は違いますがけれども、生産調整研究会が22年に農業構造のあるべき姿を提示したことは、達見だと思っています。つまり、こういう目標に向かって進もうということをおっしゃったということですね。そういうことからすると、コメ価格センターもこうあるべきだというものを提示して、そこにどう近づけるかというプロセスを大事にしていっていただければありがたいと思います。

といたしますのは、コメ価格センターのあり方というのは、食管法時代の流通がまずあって、価格というものを何か示さなければいけないから作ったという、何か方向が見えないまま、徐々に改革しているような感じがするのです。できるだけ市場原理に近づけようという努力はわかるのですがけれども、どうも先が見えない。本当に望ましい市場、つまり22年にあるべき姿、市場を前提として農業者が主体的に判断する、そういう市場にここがなり得るのかどうかに関しては非常に不透明なところがあるような気がするんです。ですから、コメ価格センターの本来あるべき姿はこういうものだということを少し御議論いただいて、そこに近づけるためにはどうしたらいいかということをもう少しやっていただければありがたいと、個人的には思っております。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 先ほど私の発言があいまいだったため、課長が「正確に当たっているかどうか分かりませんが」とおっしゃったので、ちょっと敷衍しますと、原則論を申し上げているわけです。便宜的に3分の1上場を目指しましょうとか、何年後に全体の中の2割ぐらいを目標にしましょうというのは便宜的な手法のことであって、市場が活性化する、あるいは市場に需給が集まるのは、プレイヤーが市場に持っていく方がいいと思うから、行くわけです。では、何でプレイヤーが持っていくといいか。株で考えていただければわかると思います。ほとんど取引所に集中しています。法律上、集中は排除されています。集中原則はなくなっているんです。結果的にはどこにでも集中しています。

なぜ買い手も売り手も市場に売買の注文を出すかということ、それは理由があるからです。一つは、希望した数量・品質のものが、アベイラビリティといいますか、入手できる。二番目は価格が公正である。ところが、相対取引もあります。相対取引の場合に注意しなければいけないのは、売り手も買い手も、その価格は公正なのかねと。ネゴの結果です。しかし、ネゴの結果が公正な価格だという担保がどこにあるのですかということガバナンスの過程で追及されるわけです。ここはむしろプロの世界なので、例えば取締役がそれを執行した、相対でやりましたと。ネゴの結果です。市場でできている値段と違ってないか、これはモラルハザードではないかと。それが追及されると、場合によっては取締役が株主代表訴訟で追及される。そういうガバナンスを通じた公正性、透明性、アカウントビリティが求められますから。したがって、みんな市場に集まる。市場の結果は需給が大量に競争的に集まった結果ですから、これは公正・中立であるという説明ができるし、実際、そういうものだとということで集まるわけです。

ですから、少し気になるのは、これを利用するかしないかは自由なので、結果的に、買い手も売り手も、プレイヤーがそこに行くことがビジネスとして非常にリーズナブルであるというふうに考えるような条件をつくっていくことが必要で、その条件の中に今議論が出ているような問題も関係がある。そういう点はよく議論して前進しなければいけない。

そうすると、おのずと集まってくる。ただ、株と米は事情が違います。これは原則論を申し上げたのですが、その原則論に合っていない要素はやはり直していかなければいけない。そのときに、何といたっても価格が一番大事ですから、価格についての対応ですね。市場の運営者、及びプレイヤーが市場を利用する場合に、その点の誤解があると、アカウントビリティも失われて、みんな来なくなる。そういうことを申し上げたわけです。

八木部会長 食糧部長、どうぞ。

皆川食糧部長 大泉先生、竹内委員から御指摘がありました現物市場については、3月23日までに取りまとめをさせていただきましたので、そのときの概要といいますか、我々の意図なり今後どうするのかということについて簡単にコメントしたいと思います。

今回、取引の場としての魅力を高めていくということで、売り手も買い手もやっと席に着いたのかなと思っております。平成16年の法律改正の際に、センターの取引の方法自体は極めて幅広いものを許容するような制度改正が行われましたが、やはりそれまでの経緯を引きずってございましたので、そういう意味で、これまでは弥縫策という形で来たような

ところもございます。その意味で、今回、まさに取引の場として、売り手・買い手ともに、現実に目詰まりが起きているような市場のままではいかんということについては共通の認識ができたのではないかと考えておまして、今回は今までとはかなり違って、買い手側もイニシアティブを発揮できるような場ができるという意味での取引の多様性も許容した取引の場の設定をした。

これについては委員の方々からもさまざまな御議論が出ました。ただ、先ほど藤尾委員から御指摘がありましたけれども、今までよりも売り手・買い手のそれぞれがそれぞれの意向を出しながら、もう少し進歩させていこうではないかということにおいてはそれなりの共通の認識ができています。したがって、今回の改革は、やってみて、その後の結果をちゃんとフォローして、評価して、さらにもう一步進めていくための一つのステップである。23日の取りまとめで過程がストップするのではなくて、価格形成ということが今後の政策の中でもキーになっていきますので、この市場を育てていくという観点で私どもも引き続きさらなる前進を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

八木部会長 それでは、ここまで審議いただきました議題（１）の基本指針の改訂につきましては、資料１にありますような事務局の提案、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、食糧部会として事務局案について了承したいと思います。

また、御議論いただきました議題（２）の「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」につきましては、次回以降も引き続き御議論いただきたいと考えております。

議題（３）の「コメ価格センターの取引ルールの見直し」につきましては、今後、この方向に即してコメ価格センター運営委員会の場で具体的なルール改正を検討していくこととなります。その際、本日の部会で出されました意見も勘案していただくよう、お願いしたいと思います。

（４）米の先物取引について

八木部会長 それでは、引き続きまして、議題（４）の「米の先物取引について」でございますが、農林水産省としての考え方の説明をお願いします。

岡島総合食料局長 それでは、資料５、「米の先物取引に関する主要論点」について御説明させていただきたいと思っております。

まず、昨年来、委員各位からさまざまな御意見をいただいておりますことについて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

御案内のとおり、昨年12月9日に東京穀物取引所、あるいはその後に関西商品取引所から米の先物市場への試験上場の申請が出され、12月28日にその旨を官報公示したところでございます。行政庁として何らかの判断をしなければいけない、そういう状況でございました。前回の当部会におきまして八木部会長から「役所の方で法令に基づいて適切に判断をするよう」という御発言もいただいたところでございまして、法令に基づいて適切に判断するという観点から資料をまとめさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、まず根拠となる条文でございます。商品取引所法第155条第3項に「主務大臣は、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。」ということございまして、口にございますように、まず一つのポイントとして、これは裏返しで書かれていますが、「先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと」、それから後段にございます「生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと」、この2点が主たる論点になるかということございまして。

次のページをお開きいただきまして「米の先物取引の取引量の見込みについて」でございますが、十分な取引量が見込まれるかどうかということについての具体的なメルクマールとしては、現物取引に価格変動があるかどうか、生産・流通構造が競争的であり、価格変動にさらされているかどうか、価格変動にさらされている当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうか、これがメルクマールになるだろうということございまして、それぞれについて検討したところでございます。

（１）現物取引における価格変動ですけれども、この部会でもこれまで随分御議論がありましたように、価格変動は存在しております。特に平成15年産についてはかなり大きな価格変動がありまして、現物取引に価格変動があるかどうかということについては、当然のことながら、変動があるというふうにならしてあります。

それから、(2)の価格変動にさらされている競争的な生産・流通構造があるのかどうかということにつきましても、これも流通制度改革等がございました。そういった制度改革を踏まえて考えますと、生産及び流通におきましては、消費者ニーズの多様化を背景とした自由な取引が行われていることに見られるように、米の生産・流通構造は一定の程度競争的なものになっており、価格変動にさらされていると認められると考えております。

(3)当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうか。これはまさに両取引所の申請者の中に当業者である卸の方々が入っておられるわけですし、そういった意味でリスクヘッジのニーズの一つの存在であろうというふうに解釈しています。

そういった意味で、取引量の見込みについての3つのメルクマール、平たい言葉で言えばハードル、それはクリアしているのではないかと考えたところでございます。

次のページにまいりまして、生産及び流通に対する影響でございます。これをどういうふうに考えるかということで、具体的には の生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか。ここは観念的に「生産・流通・価格政策」と書いておりますけれども、いわゆる米政策全般との整合性をどういうふうに考えていったらいいのか。十分でなくとも一定程度の当業者の利用の意向があるかどうかというのがもう一つのメルクマールですけれども、この点につきましては先ほどの当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうかということとかなりダブってまいりますので省略させていただいて、いわゆる米の生産・流通・価格政策との整合性についてどういうふうに考えていけばいいかということで資料をまとめさせていただいております。

その下になる書いておりますけれども、米の生産・流通・価格政策につきましては、現在、米の需給均衡を図るための生産調整、豊作による過剰米を区分出荷するための集荷円滑化対策、政府米の備蓄、こういった政策を実施しているところであります。

また、御案内のとおり、米政策改革につきましては、平成16年産から始まりまして、平成22年度に米づくりのあるべき姿を実現すべく、それに向けた改革を行っており、また、19年産からは農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへの移行を目指し、そのために条件整備を行っているところでございます。そうした中で、22年度のあるべき姿のもとでは先物市場の整備というのは重要な経済インフラの一つではないかというふうに私どもも見ているところでございます。

しからば一方、現実はどうなのかということで、次のページですけれども、そういった

大目的のために各種の政策を打っております。御案内のとおり、産地づくり対策、集荷円滑化対策、現状の稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策がございます。それから、19年産以降につきましては、これまでもる御紹介しておりますような経営所得安定対策等大綱に基づいて、品目横断的経営安定対策、新たな産地づくり対策等々を行っております。

そうした中で、22年度の米づくりのあるべき姿が実現されるまでの間に、米の生産・流通・価格政策はいろいろ変わって、その後、結果として、稲作生産者の大宗が経営の合理的判断として生産調整に参加する望ましい水田農業の生産構造を実現していく政策ということで、他の政策もこれと整合的に展開されることが必要ではないかと考えたところでございます。

その次のページは、私どもは何に基づいてそういうことを言っているかということでございます。御案内のとおりでございますけれども、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の第1条に目的がございまして、第2条第1項で、政府はかくかくしかじかのことをやりなさいと。その中の一つとして「米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進を図ること」ということが規定されております。また、第2項では、「政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とする」ということも明記されているところでございます。

そういうことで、次のページが「米政策改革の推進」とございます。これも繰り返しになるわけですが、16年産から米づくりのあるべき姿とその実現に向けたプロセスを明確化した中で、米政策改革をやっていたところでございます。ここでは単純化して、第1ステージとして16年産から本年産までについて、需給調整、生産構造、助成体系という分け方で、それぞれ何をやっているか、それが19年産以降どういう形に移行していくのかということをもとめているわけですが、需給調整、生産構造、助成体系一体としての米政策全体をどういうふうに考えていけばいいかということについて、ここで御説明しているところでございます。

その次のページ、「米づくりの本来あるべき姿」につきましては、そこにありますように平成15年7月4日農林水産事務次官依命通知で出しておりますけれども、生産構造としては、アとして「農業構造の展望」等で目標として掲げられたように、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を占めていること、イとして麦・大豆の本作化が行われている

など水田農業の望ましい生産構造が実現していること、ウとして環境保全型農業の拡大・定着、耕畜連携等中山間地域から平場農村まで地域の特性を活かした多様な取り組みが活発に展開される中で、水田が適切に利用され、その多面的機能が発揮されていること。の需給調整システムにつきましては、経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること。それから、集荷・流通についても系統米事業のあり方や価格形成システムの見直し等によって、米の需要・価格に関する情報が個々の農業者に的確に伝わり、需要動向に応じた集荷・流通が行われる体制が整備されていること。こういったことがあるべき姿だろう。これは繰り返しになりますけれども、あるべき姿になったときの社会インフラ、経済インフラとしての先物市場の整備というのは一つの重要なファクターになるのではないかと思います。

一方で今どういう政策を打っているかということについて8ページ以降にございます。19年産以降について考えております品目横断的経営安定対策につきましては、右上に書いてありますように、見直し後も「生産調整の実施が実質的な要件」として、こういった支援をやっていこうということでございます。

9ページ、新たな産地づくり対策については、当然のことながら生産調整の実施者が対象として支援を行っているところでございます。

10ページ、集荷円滑化対策につきましては、昨年産が初めて発動されるわけですがけれども、いわゆる融資として1俵3000円、生産者からの支援として3000円ということで、6000円という水準で当時の言葉で言う“余り米”対策を打っていこうということで現在推進しているところでございます。

そうしたことを具体的にどういうふうにして、我々は何をやるうとしているのかということを図式化したものが、11ページ、「生産調整の実施の状況と政策の方向」でございます。先ほどの資料にもあったかと思えますけれども、17年産で見ますと、生産調整に参加していただいている方が左側にございます。一方で未提出農業者の方々、この方々は自己の経営判断として生産調整に参加されないということであろうかと思えますけれども、そこに「誘導」と書いてありますように、私どもは米政策としてできるだけ皆さんに参加していただけた方が適切ではないかということから、誘導策ということでこれまで申し上げてきたような施策を打っているところでございます。

これまで先物市場を申請された方々からは、先物市場については生産者・流通業者のリスクヘッジ機能がありますということで受けているわけですが、生産者というものを一口で考えていいのかといいますと、生産調整参加者と非参加者においてリスクヘッジ機能が明らかに大きく違うのではないかとということでもあります。私どもの政策として「誘導」ということで右から左に矢印を書いていますけれども、この政策との整合性が本当にあるのかどうかといいますと、この誘導効果をかなり減ずることになるのではないかとというのが一つの結論でございます。

ここまでがいわゆる法令との関係において私どもが検討してきた結果でございます。

12ページは、先回の当部会で御説明したとおり、生産調整方針作成者について意向調査をしたところでございます。そこに概略を書いております。さらに詳しくはお手元に具体的な調査結果を資料としてお配りしております。概略はそこにまとめておりますけれども、1にありますように、「全体としては、生産調整等への支障があるか」という問いに対して、「はい」と答えた方が48%、「いいえ」と答えた方が5%、「わからない」という方が47%でありまして、JA関係、集荷業者、農業者、それぞれでそこに記述しているような分布になっています。

調査用紙を見ていただくとわかるのですが、申請の内容、いわゆる米の先物市場についての申請の内容まで知っておられる方々に対して、その方々が生産調整等への支障についてどう見ておられるかといいますと、全体で「支障がある」というのが72%、「いいえ」が8%、「わからない」というのが28%でございます。ただ、、を見ていただくとわかりますように、JAでは「はい」という方が96%に対して、集荷業者の方々では「はい」は38%、「わからない」という方々の方が46%と若干多くなっている。農業者では「はい」という方が57%ということで若干のばらつきがありますが、相対的に見ますと1に掲げたような数字になっているところでございます。

これが取りまとめた結果でございますので、御報告させていただきます。また、分厚い資料でございますけれども、後ほどお目通しいただければと考えております。

それ以外にも、昨年来、この部会では各委員から多面的・多方面の御指摘・御示唆をいただいていたところでありまして、私どもとしても先物市場について非常に厚みのある議論になってきているのではないかとこのように感じております。

そこで、あえて、(参考1)、(参考2)、(参考3)と出させていただきます。ま

ず（参考１）は何を言いたいかと申しますと、以前はセンターにおいて先物取引及びこれに類似する取引を明文上禁止していたわけですがけれども、前回の主用食糧法の改正、16年度改正において、センターにおける「仲間取引」による先物取引については可能となりました。もちろん、これ自体も農林水産大臣の認可事項ではございますけれども、法律上の禁止規定から、こういうふうに変更になっていることが事実としてございます。

次のページは現物市場との関係です。これもこの場で随分議論していただいておりますが、今も現物市場の改革の方法についていろいろ御示唆をいただいたところでありますけれども、これについても先物市場を考える上で重要なキーポイントではないかというふうには感じております。

3点目は国境調整措置との関係です。これまで当部会でいろいろ御議論いただく素材になりましたのが平成14年度の生産調整に関する研究会でございまして、あの取りまとめの中では生産調整、国境調整措置というのが一つのポイントであったのかなと思います。国境調整措置との関係、現状をここに書いているわけですがけれども、申請者側からは、先物市場の価格形成についての生産調整なり国境調整措置については、与件、与えられた条件であり、そうしたことで価格に織り込まれていくのではないかという趣旨のことをおっしゃられているわけです。一方、これは私どもも非常に悩ましいところではあるのですが、例えば現在W T Oの交渉が行われている。そうすると、システムがどう変わるかわからないという移行期にある。そうした中で与件という一言で言い切っているのかどうかということについては、なかなか判断に迷うところではございました。

そういったもろもろのこと、これまでの当部会での御意見等も踏まえて、私ども部内で検討してきた結果がこのような内容でございまして、既に報道等でなされていますように、私どもとしては生産に著しい支障を及ぼすおそれがあるということから「不認可」という方針とし、商品取引所法の規定に基づきまして、まず申請者の方々からの意見を聴取する、そういう作業に入ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、資料の説明にさせていただきます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いします。

藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 ただいまの説明でわかりまして、このたびの不認可はやむを得ないと思えますけれども、米の動きが大きく変わってきていますので、引き続き、買い手・売り手とともに勉強会をするとか、いろいろなことについて是非とも協力をお願いしたい。このように思います。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 申しわけありませんけれども、法律との関係、それから部会での議論の積み重ねの経緯からいって、私の希望としては、もう少し論理的に、かつ、頭の中に入るように、正面から、誠実に説明してほしいんです。私は理解力が乏しいから、頭に入らないんです。

最初に申し上げたいのは、法律を読んでいただくと、これはちょっと違うんです。コインの表と裏とでは拳証責任が逆転しているんです。これを明らかに意識した上で、この法律をつくってあるわけです。したがって、この条文にある「著しい支障を及ぼすおそれがある」ということは、不認可の場合には不認可当局が立証する必要がある、そういう関係になっているわけです。ですから、これはコインの表と裏ではないんです。

したがって、最初に柱として御説明のありました政策との整合性があるかどうか。整合性が問われている。そうではないんですね。問われているのは「著しい支障を及ぼすおそれがある」ということを当局が立証しなければ不認可してはいけませんよと書いてあるわけです。もちろん当局の判断について私がとやかく言うつもりは全くないですよ。いろいろな事情はよくわかります。私は個人的に想像しているんです。率直に言って、これから米制度改革がスタートする。そのスタート寸前にそこまで踏み切るのはいかがか。そういうことだったのではないかと思うのです。

ですから、法律の関係はあまり無理しない方がいいというのが私の率直な印象です。なぜならば、あるべき姿、これは何年後かのことです。今があるべき姿になっていないから、あるべき姿を描いているのであり、今あるべき姿に到達していないから不認可だという説明は誠実性を欠くと思います。そういうことではないわけですよ。それなら最初からそう言うだけであれば、私はこれだけまじめな議論をしていません。ほかの商品について、いろいろ先物があります。先物が生産・流通・消費に著しい影響を及ぼしたことが国内・海外であるのかないのか。それは大いに参考にしてしかるべきだと思うのです。

生産調整について先ほど申し上げたのは、事務当局でこれだけ分析していただいた。今

まで生産調整の歴史でこれだけ分析したのは初めてだと思います。昨日も申し上げましたけれども、非常によくやっていただいた。その結果は、マクロで見れば、生産調整非参加者は数量ベースで10%、その影響は2.4%である。この2.4%が大規模生産者に偏っているわけではないというリサーチが出ています。

そういう事実を前提にして、先物市場を開設することによって生産調整非参加者が増えるおそれがあるというふうには、私は思っていないんです。少なくとも2.4%が増えて3%なり5%なり10%になれば、これは需給に大きく影響しますね。私はそう想像していないんです。ですから、生産調整の話とこの話とを論理的に結びつけることには相当無理がある。そういう性格のものではないのではないか。

私は法律解釈にそんなに強くありませんので、自信を持って申し上げているわけではありませんが、私の直感では、法律を読むと、すれすれのところかなと。相撲で言えば徳俵に片足が乗って立っている。行政の置かれている難しさは、想像して、よくわかります。それをひょっと押して土俵の外へ出ることが望ましい状態だとは全然思っていない。よくわかります。しかし、そういう状態をいつまでも続けていくことは透明性に欠けるのであって、今の状況は理解できますが、結論的には、藤尾さんがおっしゃったように、なるべく早く、勉強も詰めて、今のような苦しい説明をせざるを得ない状況は早く脱却していただきたい。そうしないと全体のビジネスは伸びません。

この議論を始める冒頭に、いろいろな分野、他商品、世界のいろいろな市場　もちろん先物になるとだんだん性格は似てくるんですけども、今までの日本の先物について、金融先物、金利先物、為替先物、商品先物等々、金融になってくるとだんだん抽象化していきますが、ビジネスが遅れた原因は規制の撤廃が遅れたからだということは専門家・関係者がみんな一致して言っているところです。今回はやむを得ないと思います。先送りです。先送りについて私は別にどうこう言うつもりはありません。しかし、なるべく早く、こういう状態を脱し、正面から堂々と土俵の真ん中で対応していく。今そこまで行けない事情はよくわかりますが、全体のビジネス、米をめぐる生産・流通・消費全体が伸びていくためには、そういうことが本当は必要なのではないか。そういうことの一つとして先物を考えていただきたい。

今回は、関係者、特に生産関係者がよくわからないと。確かに先物はわかりにくいんです。ですから、わからないという答えが多いです。しかし、わからない、怖いから、これ

は反対だという声がいっぱいあるというのは、これは当事者なんです。つまり、売買の当事者に不安感がある。皆さんがおっしゃったように、なるべく理解が共通になるように努力しましょうと。でも、そこまで行かなかった。その当事者の意見が重要なデータになるように扱うことは、バランス上、いかがかなと思っております。

いろいろなことを申し上げました。やむを得ませんが、法律を直すなら別ですけれども、法律を直さない以上、一般の人にわかりやすいような状態に一刻も早く持って行ってほしいということを強く希望したいと思います。

八木部会長 立花委員、どうぞ。

立花委員 私も竹内さんと同じような印象を持っています。昨日、大臣が総合的に御判断されて決定されたということで、農政の最高責任者の御判断ですから、そのとおりだろうと思いますが、御説明を聞いていて、「著しい支障を及ぼす」の「著しい」のところの証明が……。裁判の判決文ですと「著しい」という意味が数字的に証明できれば一番望ましいのしょうけれども、法律文にはわざわざ「著しい」というのが入っているわけですから、なぜ著しいのかということの立証が、私が聞いていて必ずしも……。もちろん、世の中はみんなつながっていますから、先物取引を認めることによっていろいろな範囲に影響が出てくることは間違いのないわけです。ただ、それが本当に著しい影響を及ぼすのかどうか。しかも、竹内さんもおっしゃったように、「ないこと」というふうに法律の文章では否定して、原則認可の方向で書いてあるわけです。こういった法律の有権解釈は一義的には農林水産省の皆さん方が持っておられるから、私もそれはそうかなと思いますが、説明を聞いていても、「著しい」というところがどうも説得的ではないという印象を受けました。

私は、現物取引の市場を本当に活性化させる意味でも、先物取引についてはぜひ勉強を続けていただきたいと思っていますし、現物取引市場の活性化といいますか、本当の意味で公正・透明な取引市場に脱皮させていく意味でも、ここでの議論、先物取引についてきちんと勉強したことが現物取引にも恐らくよい影響を与えていくのではないかと考えております。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 いろいろな立場の方からの御意見があったかと思いますが、私は生産者の一人としまして、不認可ということで本当にほっとしております。現場では、米改革

大綱政策によって混乱しているときに、何で今、先物なのかということ常々思っており
ました。もしかして視点を変えたら、政策が失敗したときの受け皿に考えているのかなと
いう思いもいたしておりました。先程の説明にもありましたようにコメ価格センターの取
引ルールの見直しもありましたし、政策をもっと活性化させる意味でも、まずシステムを
いかにうまく機能させるかということを中心し、積極的に取り組んでいただきたいと思
います。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 正直、ちょっと驚いてはいるのですが、行政判断でしょうから、そういうこ
となのだなというふうに受けとめたいと思います。

何点かあるのですが、第1点は、この食糧部会での議論はどういうふうに機能したのか
ということです。ここは決める場ではないのですけれども、議論は参考にすること
がたしかあったように思います。記憶があまりないのですが、2～3点あって、その中
の一つであったように記憶しています。そして、この中の議論では先物に対して否定的な人
は多数ではなかったように記憶しているんですが、それがどのように反映したのかとい
うのが第1点であります。

2点目は、先ほど立花さんがおっしゃったので、もういいんですけれども、著しい支障
があるということが、本当に著しいのかどうか。むしろこの方がうまくいくのではない
かという気持ちもあったものですから、その辺が私自身の腑に落ちないところです。

3点目は、産地あるいは卸のリスクヘッジを今後どのようにするのかということ
です。これも藤尾さんが現物の市場改革でやれるんだとおっしゃって、多分先物の買
い手の方の価格提示でうまくいけると考えられてるのだと思います。ただ卸が
そういうことでリスクヘッジされるとしても、産地の側は本当にリスクヘッジ
されるのか。産地は、はっきり言えば仮渡金等々、リスクヘッジを生産者に
させているわけですね。価格変動の吸収を農家にさせているわけですね。この
システムで本当にいいのか。農家は今のままだと損をするシステムになって
いるのだけれども、改革しなければ、農協には悪いけれども、農家はますます
お金を取られてしまいますよと。農協がリスクヘッジするのだったら、その
方がいいのではないかと思うのですが、このリスクヘッジに関して、とりわけ
農家のリスクヘッジに関してどうするのか、産地のリスクヘッジに関して
どうするのかということがよくわからない。この点を問題にする農家は
いないからそれでいいという事か。

4点目に申し上げたいのは、22年のあるべき姿に向けて本当にこれで政策誘導ができるのかどうか、今回ちょっと不安を感じている。どういうことかと言いますと、例えば7ページに「米づくりの本来あるべき姿（平成15年7月4日農林水産事務次官依命通知）」がございまして、 に「需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること」と書いてありますが、これを生産調整と言うのか言わないのかということがよくわからないんですが、まあ需給調整をするから生産調整だというふうにとらえていいのだろうと思うのですが。つまり、市場情報を受けて主体的に生産調整することがこれだというふうに理解しますと 今の状況はどういうことかと言うと、さっき「誘導」と書いてありましたが、誘導というのは統制的・計画的な生産調整ですね。国の今までの生産調整政策は、本当に主体的にやっているのかどうか。私、現場を見ている限り、必ずしもそうとは思えないんです。みんなで話合って、みんなでやるから、これは主体的だと言うかもしれないけれども、生産者・農家のほとんどは、半ば強制的・集团的、あるいは集落的な圧力でもってやらざるを得ないような状況になっていると思うのです。みんな市場価格を見ながら、ビジネスとして、経営の合理的な判断として生産調整に参加するという状況ではないと思うんです。

とすると、計画経済、統制的経済、そういった生産調整から、いつ市場原理に基づく主体的な生産調整に移るのか。この転換をどうするのかということが非常に大事になってくるわけです。これは移行の非常に大事な点になってくるわけです。ところが、私は生源寺さんと意見が違いますが、生産調整研究会のときには、現物市場重視、価格形成センターの指標価格でやるという話が出たけれども、実はそれは市場ではない。市場というのは、いろいろ取引をしている中での市場、さまざまに商売をしている中での市場であって、そういったものに主体的に参加することによって自分自身が判断することがなければ、市場のシグナルなんて来ないわけです。ビジネスとして経営的・合理的な判断はできないわけです。

今は、その市場がないまま、米改革政策が進んでいるということだろうと思うのです。今回、現物で市場改革がなされて、いろいろな情報を集めるということだから、私は実は期待しているといいますが、芽がちょっと出てきたかなというふうには思うのですが、今のような状況のままでは、22年に、市場を前提として、それをシグナルとして、自らのビジネス上の合理的判断として生産調整していくというのからは、はるかに遠い。そういっ

たときに、価格のシグナルとして伝える意味では、現物よりもはるかに先物の方がインパクトが大きいのではないだろうかと思っていたものですから、22年のあるべき姿に到達するためには、先物市場が試験的に入った方がいいのではないだろうかと思っているところもあったわけです。そうすると、先物は22年のあるべき姿が実現した後だという話になってくるのかあるいは、そうではないのか。もしそうだとすると、その22年のあるべき姿が失敗したらどうなるのか。では、これはいつまでも入らないのねという話になってくるかどうか。

もっと言うと、私が一番心配しているのは、構造改革によって22年に国際競争力のある水田経営を実現しないと日本は大変なことになってくるという危機意識を持っているのですけれども、それに向けた市場シグナルをどのようにつくるのかというところがどうも見えない。そうした政策が延々と続いていて果たしていいのだろうかという危惧の念を持っています。今の話は先物の話から大分ずれてしまいましたけれども、そういったところにいかに市場というものを入れるのかということは今後考えたいと私自身は思っております。

以上でございます。

八木部会長 今の点について役所の方から何かございますか。

では、後からお願いすることにしまして、岩田委員、どうぞ。

岩田委員 皆さんがおっしゃったこととダブるかも知れませんが、今回の決定は大臣が政策的に決定するというお話で最初から来ておりましたので、そういうことであろうと思うんですけれども、こちらに挙証責任があるわけですから、条件に合わない、要するに生産・流通に著しい支障を及ぼすのだというところの説明責任をきちんとしていかなければいけないと思うのです。先ほどのお話ですと、「次により判断される」とあって「生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか」というふうに と を挙げていらっしゃるけれども、こういうふうに、どこが、どう決めたのだらうということ。

もう一つは、11ページの生産調整のところ、参加者と非参加者でリスクヘッジ機能に差があるので誘導政策に大きな支障が出かねないというお話でしたけれども、これが著しい支障が出ることの大きな理由であるとするならば、この辺がややわかりにくかったなと。むしろ、生産現場が先物取引を十分に理解していない中で行った場合には、先物の指標価格を見て、生産にとんでもない変動が起きると言ってくればまだわかりやすいのですけれども、この御説明だと、一般の方が今回の農水省の決定についてなるほどというふうに

理解していただく部分で、やや弱いかなという感じがしました。

もう一つ、私自身の個人的疑問として、なぜ昨日の時点で大臣が発表なさったのかということがあります。

もう一つは、22年度のあるべき姿云々というお話があって、その時点では先物も大きな役割を担うであろうというお話でしたが、今も大泉委員からもありましたが、それは22年の段階で認める方向ということですか。あるいは、それまで勉強等をいろいろして、時期が熟せばというニュアンスでいらっしゃるのでしょうか。私自身、別に積極的な先物取引推進論者でもないのですが、客観的にお話を伺っていて、最初に申し上げた点と後の部分がちょっと疑問に感じた点でございます。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 先物取引の話が出てきたときに、15年産の凶作で損をした人がいたとか、秋田の問題があったりして、ヘッジという言葉で考えると確かに先物取引は必要だろうなと私自身も考えていたのですけれども、今年申請して今年の秋から試験上場を開始するのめらいタイミングの悪い話だろうと思っておりまして、今日がもし最後の意見開陳であれば少し時期を先延ばししたらどうですかというふうに言おうかと思っておりまして。いずれにしても、結論が出たということでありまして。

そういう中でいろいろ考えてみたんですが、お米の先物取引の研究会といいますか、少し勉強してみないと、どうもわからないのではないかと。トウモロコシの先物取引とか、金、銀、砂糖と、たくさんあるわけですね。あれは世界で幅広く生産されているので、世界中からいろいろなプレイヤーがマーケットに参加する。もちろんいろいろなマネーが一方的に流れ込むということもあるでしょう。一方、米の場合、米も世界中で2億トンか3億トンはとれていると思いますけれども、日本のお米は、我々が毎日食べているように外国産米とは味も質も相当違って、いわば単品に近いようなものだと思うのです。仮に、そうではないんだ、カリフォルニアでもどこでも日本と似たような米をつくるのだというふうになった場合でも、国境措置がどうなっているかによって、国際流通が非常に円滑にいつているときの先物取引と国内だけで生産して流通しているという場合の先物取引は、本当にヘッジということになるのかどうか。これは、私も大変不勉強ですから、なかなかわかりません。

それから、今のような状態で先物取引をやった場合、豊作だ、凶作だという場合に本当

に損をしないで済む人が増えるのだろうか。値段が下がりますよ、上がりますよというときには、逆の人も必ず損か得か、しているわけです。そういう意味では相当なプレイヤーの参加が見込まれなければいけない。それでも私はわからないものですから、どこの場でやるのがいいのかはわかりませんが、日本のお米は先物取引として本当にヘッジの機能を果たせるものなのかどうか、研究会でもつくって……。

さっきは現物価格のセンターのところにも仲間内での先物取引ができるようになりますと言っていました、仲間取引の先物というのはある意味でゼロサムゲームに近いようなところがありますから、必ずしも機能しないだろう。ですから、先物が本当に重要だと考えるのであれば、きちんとした考え方を示して、当業者といえますか、当事者といえますか、生産者も含めてきちんと理解してもらわなければいけないと思います。したがって、どこかの新聞に未来永劫と載っていましたけれども、未来永劫ということではなく、いろいろな勉強をした上で、本当に日本の生産者や消費者に必要なことであれば、早くそういうことをスタートさせるためにも関係者で勉強をした方がよろしいのではないかと考えております。

以上です。

八木部会長 藤岡委員、どうぞ。

藤岡委員 結論から言いますと、今の時期としては不認可やむを得ないと考えます。

理由を幾つか挙げるとすれば、先ほど来出ていますが、今は19年度から始まる新たな米政策の非常に大事な時期であるということが一つです。それと、先物ができないということではないのですが、むしろそちらの方に重きを置いて、基盤体制をきちんと整えることが大命題だろうと思っています。

それから、先ほど来ずっと説明がありましたが、今、米の生産調整をやっているということでもあります。私自身もやっていますが、かつてかなりの過剰在庫米が出て財政を圧迫した経緯があります。最近になって、まだ若干過剰感はありますが、やっと適正量になってきたのではないかと。その時期に、まだ生産現場で理解されていないものを導入することは時期尚早ではないかという感じがします。

それから、先ほど来出ているコメ価格センターの見直しであります。このあたりがきちんと機能して、現物市場と先物市場がお互いにうまく機能していくようなところまで行かないと、ちょっと早いのではないかと感じがしております。

先ほど来出ているように、これで終わりということではなくて、近い将来に向けて、いろいろ検討して、生産・流通の双方にメリットがあるものは、よいタイミングのときに取り入れるような前向きな方向で、勉強会みたいな検討会をしていくべきだろうという感じがしております。

八木部会長 ほかに御意見はございますか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 私は、現段階での政策推進の整合性から先物取引は認可できないという判断に賛成です。この問題は、取引所と申しますか、取引業者の方から提起された。それも米の需給安定をどう図るかという観点で申請があったのではなく、どちらかと言うと取引を拡大して手数料を実現しようという観点での申請、問題提起であったのではないかということについて、米にかかわる者としては大変心配なところがあるということを申し上げざるを得ないと思うのです。その際の理屈として、リスクヘッジができますからおっしゃっている。とりわけ15年産の凶作・不作による価格変動をとらえて、先物取引がいかにも米の価格安定なり、それこそリスクヘッジというメリットになるという観点での議論が先行したのではないかということについても大変心配しております。おっしゃいますように、それが本当にリスクヘッジになるのかどうかということについての勉強を、私なんかも含めて徹底してちゃんとやらなければいけなかったという思いでおります。

ところで、リスクヘッジができるかどうかといういことについては、大変勉強をされている学者の方でも明確な異論を持っておられる人がおいでになるわけでありまして、さらにアメリカで具体的に穀物の取引に当事者として参加された商社の関係者も大変疑問を持っておられるところがあるわけです。

その一つとしておっしゃったのは、日本の米に本当に適応できるのかどうかという疑問を持っておられました。ここにもいろいろ整理してありますけれども、米は需要が減退し、価格は継続的に低下しているわけでありまして、そこで本当にヘッジできるのかと。さっきも中村さんから話がありましたように損をする人と損をしない人が必ず出てくるわけですから、それは一体どういう関係になるのかという問題であります。

それから、産地・品種・銘柄が極めて多様で、基準品種ないしは統一品で価格形成をして先物をやって、それでおさまるとい話ではないのではないかということでもあります。

それから、40%の計画生産を現に行っているわけでありまして、これがちょっとでも緩

むと大きな影響を与えかねないということでもあります。それをヘッジして誰かが助かるのかというと助からないわけで、米の過剰生産を行った生産者は間違いなく低価格に甘んじざるを得ないということがあるのだと思います。

もう一つは、日本の米生産は残念ながら圧倒的に零細・小規模な生産者によって担われているわけでありまして、都市近郊へ行きますと、つくって売れるという状況が一方にありますから、計画生産にはなかなか取り組めない。言うなれば、経営感覚に相当優れた担い手がそれなりに存在すること、これが非常に大事だと思います。だから、我々は、いろいろ議論があったところですが、担い手づくりをちゃんとやろうという取り組みをしているのです。

以上のことから、1つ目は、担い手をちゃんと作り上げることが一番の大事な条件です。いつの時代かに先物取引に入るのかという議論がありますけれども、その条件の第一は経営感覚に優れた担い手が相当程度できること、それを作り上げる努力を精いっぱいやるということなのだと思います。

2つ目は、米以外の作物の定着も含めて、計画生産がよりスムーズに進む環境をつくることだと思います。確かに全部やらなければどうにもならないという話ではなくて、それなりの担い手がちゃんとした経営感覚で作物をつくって計画生産を定着させる。その状況を作り上げることだと思っています。

3つ目は、来年から入れようとしている品目横断経営安定対策で、絞り込んだ担い手がそれなりに経営をやっていけるんだという状況が見えないとだめではないか。

4点目は、これも意見が出ていますけれども、現物の価格形成の必要性はどうしてもあるわけですから、成熟した現物の価格形成センターが運営されることが条件ではないかと思えます。

そうした条件づくりのために、今後とも政策が整合性を持つように一生懸命に取り組むことだろうと、このように思っております。

八木部会長 ほかにございますか。

大蔵委員、どうぞ。

大蔵委員 先ほどから意見が出ておりますが、私たち農業者の中にも先物取引がいいのか悪いのか、わからない人がたくさんいらっしゃるということは、やはり勉強会をする必要が大いにあると思います。私ども生産者は、現場において安心して生産調整に取り組み、

そしてまた米政策改革が示す水田農業のあるべき姿に向かって努力いたしております。これが本当に重要だと思っておりますので、今後、政府としても現場の取り組みを引き続き支えていただきたいと思っております。

以上でございます。

八木部会長 ただいまの委員の方々の意見について、役所の方から追加の説明等がございますでしょうか。

岡島総合食料局長 非常に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

役所の判断については先ほど申し上げたとおりでございます。繰り返すことは避けたいと思っておりますけれども、今いろいろ皆様方からいただいた御意見をこれからどういうふうにして米政策の改革に生かしていくかということは、私どもとしてもそしゃくしていきたいと考えております。

現時点におきましては、東京穀物取引所、関西商品取引所から出た申請に対して私どもは不認可とするということでございまして、今の時点で将来にわたりまして特にコメントすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

八木部会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、このあたりで先物取引に関する議論は終了したいと思います。米の先物取引については、昨年12月に2取引所から試験上場の申請があったことを踏まえて、商品取引所法に基づく行政としての判断の方針を御説明いただきました。

当食糧部会としては、先物取引が米の生産・流通にかかわる内容であること、また部会の委員からの御意見も踏まえて、昨年6月以降、本件に関する意見交換及び関係者からのヒアリングを、本日を含めて7回にわたって行ってきたところです。この間、委員各位にはそれぞれの専門的な立場から大変活発な御議論をいただき、多くの論点や課題を含め、さまざまな御意見が示されたところであります。この中には、例えば、現物市場の整備のように、食糧部会での指摘を踏まえて役所の方で別途議論への対応をしていただいたものもございます。

昨年6月に意見交換を開始した際には、先物取引について、関係者それぞれの有する立場や意見について公式の場で表明していただき、これを関係者が情報として共有することを目的として議論を進めてまいりました。そして、昨年12月に2つの取引所から試験上場の申請があったため、焦点は、先物取引についてどう考えるかという幅広いものから、商

品取引所法に基づく行政としての判断をどうするかという点に移り、本日、農林水産省からの考え方が示されたところですが、これまでのヒアリングや意見交換の結果も必要に応じて勘案していただいたものと考えております。

前回の食糧部会の際にも申し上げましたとおり、米の先物取引について、それぞれの関係者が有する立場や意見を情報として共有するという所期の目的は達成されたということで、将来の問題はその時点でまた検討していただくこととしまして、今回の本部会での先物取引に関する議論は本日をもって閉じさせていただきたいと思っております。

その他

八木部会長 議事は以上となっておりますが、事務局から何か説明することはございますか。

食糧貿易課長、どうぞ。

太田食糧貿易課長 食糧貿易課長でございます。食糧法の改正の件でございます。

前回2月の食糧部会におきまして主要食糧法の改正の概要について御報告させていただいたところでございます。その改正内容を法律案の形としました「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、去る2月24日、閣議決定を経て国会に提出したところでございます。法律案につきましては別添の関係資料のとおり取りまとめさせていただきます。参考までに配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

最後になりましたが、本日の議事につきましては、議事録として整理し、公表することになります。その整理につきましては私に一任願いたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次回の日程についてですが、「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」について御議論いただくため、6月の開催を予定したいと思っております。この案件につきましては、並行して議論を進めている検証検討会の次回の会合が先ほど生源寺委

員からありましたように、5月30日と聞いております。それまでの間に、例えば4月末のWTO農業交渉のモダリティの確立の期限といった日程も入ってまいりますので、次回検証検討会に提出される資料の見込みなどを事務局から聞いた上で、食糧部会の次回日程及び次回の議論の進め方については私と事務局の間で改めて相談させていただき、その上で、具体的な日程につきましては、できるだけ早く委員の皆様の御都合をお伺いして決めてまいりたいと思います。そのようなことでよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めていきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会